

高知市外部人材活用促進事業委託業務 業務仕様書

【用語定義】

本仕様書での外部人材とは、副業・兼業として、市内事業者の新事業の立ち上げや新商品の開発、生産性の向上、その他事業者が持つ課題の解決等が可能な専門的スキルや経験を持つプロフェッショナル人材を指すものとする。

1 業務内容

本業務の範囲は、次のとおりとする。受託者は令和8年度から令和10年度までの各年度において、(1)～(6)に掲げる一連の業務を実施するものとする。

なお、内容については、その都度、あらかじめ委託者と受託者が協議を行った上で決定する。

(1) セミナー等の開催

市内の事業者に対し、外部人材活用の意義を伝え、その活用機運を醸成する目的で、以下を踏まえたセミナーを開催する。なお、セミナーの開催は年1回以上とし、会場及びオンラインによるハイブリット形式での開催も可とする。また、様々な事情により、セミナーへの参加が難しい事業者がいる場合は、セミナー同様の効果を生む取組（動画視聴等）の措置を検討すること。

- ① 本業務で定義する外部人材のみならず、広く社外人材を活用するメリットや事例の紹介
- ② マッチングプラットフォーム（以下「プラットフォーム」）の説明と活用事例の紹介
- ③ セミナー参加事業者からの個別質問、相談等への対応

(2) マッチング支援を希望する事業者の募集

募集チラシを作成の上、外部人材とのマッチング支援に参加する企業を募集すること。募集に当たっては、最低1か月以上の周知期間を設け、市内事業者への周知や声掛けを行うこと。

なお、事業者の募集にあたっては、創業後間もない事業者や新規事業に取り組む既存事業者など、幅広い属性の事業者の参加が促進されるよう、周知方法や募集方法等について工夫を行うこと。

各年度における事業想定マッチング件数：事業者6者、外部人材6名

※当該年度内に1回の募集で、事業者が6者集まらなかった場合は、委託者と受託者が協議を行い、別途周知のうえ、再募集を行うなど6者に到達するよう努めること。ただし、各年度内に6者に満たない場合は、伴走支援に係る費用相当分を減額する場合がある。

※マッチング支援を希望する事業者には、原則上記(1)のセミナー等への参加を条件とする。

※事業者が6者を超えた場合は、委託者と受託者で選考のうえ、マッチング支援を行う事業者を選定すること。

(3) マッチング支援が決定した事業者（以下、「支援事業者」という。）への支援

支援事業者の抱えるそれぞれの課題を整理し、課題に応じた適切な外部人材とのマッチングが図れるよう伴走型で支援する。

プラットフォームを利用する支援事業者に対し以下の支援を実施する。

- ・外部人材の効果的な活用方法や募集にあたっての助言などの個別支援を行う。
- ・プラットフォームへ掲載するための登録手続き等の支援を行う。
- ・プラットフォームへ掲載する採用情報（求人票等）の作成などの支援を行う。
- ・支援事業者の希望するマッチングが図れるように採用面談などの支援を行う。
- ・支援事業者と外部人材が結ぶ業務委託契約に係る契約書作成等の支援を行う。

外部人材を受け入れる上で必要な「社内体制」「経済条件」「プロジェクト期間」を支援事業者と協議し決定する。

(4) マッチング後のサポート体制の整備

支援事業者と外部人材がマッチングした後に以下の支援を実施する。

- ・マッチングした支援事業者と外部人材の双方を対象とすること。
- ・マッチング後の双方共同の取り組みに対し、適切な頻度で状況確認をすること。
- ・双方の悩みや課題に対する助言を行える体制を整備すること。

(5) 市への報告

月に1回程度、支援の進捗状況等について市に報告を行う。また、各年度の事業完了時には当該年度の事業実施データをまとめ、分析したものを業務完了報告書として作成し、各年度の年度末内に市に納品する。

(6) その他

本事業における支援事業者は、マッチングした外部人材への報酬（外部人材が現地に赴くことが必要な場合の旅費負担等、付随する必要経費含む）のみ負担することとし、マッチングプラットフォームへの登録料等のその他一切の費用負担が発生しないようにすること。

2 成果品

1 (5)で示す事業完了時の業務完了報告書はデータで提出すること。記載内容は以下のとおりとする。なお市から指示があった場合は、柔軟に対応すること。

- ・業務内容(1)～(4)に関する成果及び効果等を記載すること。
- ・伴走支援した事業者のプロジェクトの概要、成果等をまとめること。

3 成果品の利用及び著作権

- ・受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに市に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議の上、決定するものとする。
- ・市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- ・受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

4 個人情報の取扱いについて

- ・受託者は、業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況（以下「管理体制等」という。）について、定期及び随時に、点検を実施し、本市に報告すること。また、本市は管理体制等について検査を行うものとし、受託者は、その検査に先立ち各年度の2月末までに高知市個人情報取扱委託業務に関する個人情報取扱状況報告書（様式第1号）又は個人情報の取扱状況等を報告する書面（以下「取扱状況報告書等」という。）を本市に提出すること。

※受託者による点検実施後の報告については、検査前に本市に提出する取扱状況報告書等により代えることができる。

※その他、個人情報保護制度については、高知市広聴広報課ホームページを参照すること。

5 その他

- ・本業務の実施に当たっては、業務着手前に工程表を提出し、業務のスケジュールを明確にすること。
- ・本業務の実施に当たっては、十分な業務遂行能力を有する、適正な人員と体制を確保すること。業務の各過程においては、市と十分に協議を行い、市の指示に柔軟に対応すること。
- ・本事業の遂行に当たり、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。
- ・本業務の実施に当たっては、市と適宜打ち合わせを行うこと。
- ・市は、市が所有する業務に必要な資料を受託者に貸与する。
- ・本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- ・守秘義務として、本業務に当たり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- ・受託者が業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用は負担しない。
- ・1(2)で規定する減額の要件以外に、外部人材のマッチングが成立しなかった場合や成立後の伴走支援が極めて短期間のもの、その他仕様を満たさなかったものについても減額する場合がある。